

校内コンプライアンス推進委員会設置規程

鳥取県立智頭農林高等学校

- 1 委員会の名称 校内コンプライアンス推進委員会
- 2 委員会の目的
 - (1) 鳥取県の教育公務員としての自覚と責任を重んじ、より高い倫理観と使命感を持って教育実践活動に取り組むことができるように教職員の意識の改革を図ることで非違行為を防止する。
 - (2) 「風通しの良い職場」、「信頼して支え合うことのできる職場」「活気あふれる職場」づくりをめざす。
- 3 委員会の構成（校内コンプライアンス推進委員、◎委員長）
◎校長1、教頭2、事務長1、安全衛生委員（校内選出委員）2、セクシャルハラスメント対策担当者1、パワーハラスメント対策担当者1、事務室代表1、生徒会担当代表1、養護教諭1、外部委員
※女性職員の参画にも配慮する（可能な限り男女同数とする）。
※役職の重複による兼務は妨げない。
※セクハラ及びパワハラ対策担当者は、各2名のうち1名を本委員会の委員として委嘱する。
※委員会が認めた場合、審議内容により必要な教職員及び外部の人材に臨時的に委員会への参加を要請することもある。
- 4 設置期日
平成25年8月30日（金） 職員会議において説明後設置する
- 5 業務内容
 - (1) 鳥取県教育委員会のコンプライアンス行動指針に即した教職員の行動の推進
 - (2) 教職員の意識啓発活動の実践と自己点検（セルフチェック）の実施
 - (3) 綱紀粛正及びコンプライアンス研修会などの計画と実施
 - (4) その他必要に応じたコンプライアンスに係る具体的な対策の検討及び実施
 - (5) 教職員のコンプライアンス全般に係る相談の窓口
 - (6) スクールハラスメントに係る相談の窓口
 - (7) その他
- 6 具体的な対応
職員のコンプライアンス意識の向上を目指すとともに、安全で安心して働くことのできる職場環境の確立をめざして次のような具体的な対応を行う。
 - (1) コンプライアンス研修会の実施（職員参加型研修会の実施）。
 - (2) コンプライアンスミニ知識研修のテーマ設定。
 - (3) 「本校版コンプライアンス宣言」、「本校版コンプライアンス推進のための意識改革（仮称）」、「本校版コンプライアンスチェックシート（仮称）」など必要な事項の検討及び提案と活用。
 - (4) コンプライアンス推進のための年間計画の策定及び実施報告の取りまとめと公表（専用ホルダーの設置、ホームページでの公表等）。
 - (5) 「ヒヤリ・ハット体験」の集約と教職員への周知し共有する。
 - (6) 保護者や地域住民等の意見や要望に対し、必要に応じて委員会で対応を協議し、委員長を中心に関係者への対応や支援を行うとともに職員会議に報告し共有を図る。※定例の職員会議・・・コンプライアンスミニ知識研修（毎月テーマを絞った研修）。
年間2回程度・・・コンプライアンス悉皆研修（法令研修、職員参加型研修の導入）。
通知・通達・・・職員会議や職員朝礼で伝達し、欠席の教職員や非常勤職員にも確実に指導を行う。
※平成27年7月15日制定